

●地方学術会議委員会運営要綱

令和2年11月26日
日本学術会議 第304回 幹事会決定

(設置)

第1 地方学術会議委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第25条第1項に基づく委員会として幹事会に附置する。

(任務)

第2 委員会は、地方学術会議に関する事項について審議する。

(組織)

第3 委員会は、会長、副会長、各地区会議につきそれぞれ構成員1名及び若手アカデミー会員1名をもって組織する。

(設置期限)

第4 委員会は、令和5年9月30日まで置かれるものとする。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局企画課において処理する。

(雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。